

# タクシー利用券の利用には 毎年申請書の提出が必要になりました

※このページを切り取って申請書として使用できます。

利用を希望する方は、平成31年2月末日までに下記の担当課の窓口または郵送で申請してください。  
(安中地域) 〒379-0192 安中市安中1-23-13 介護高齢課 高齢者対策係  
(松井田地域) 〒379-0292 安中市松井田町新堀245 住民福祉課 健康介護係

安中市長 様

年 月 日

申請者	住 所	
	氏 名	Ⓜ
	電話番号	— —

## 安中市タクシー利用券交付申請書

タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

### 1. 利用者について(太枠の中のみ記入してください)

初めてタクシー券を申請する

利用者 (1人目)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (申請者と同じの場合は、住所及び氏名の記入を省略することができます。)			
	住 所	安中市		
	氏 名			
	生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日 ( 歳 )		
	免 許	運転免許証を所持していますか <input type="checkbox"/> 所持しています <input type="checkbox"/> 所持していません 又は 返納しました		
条件	番号		公付日	

### 2. 利用者について(太枠の中のみ記入してください)

初めてタクシー券を申請する

利用者 (2人目)	住 所	安中市		
	氏 名			
	生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日 ( 歳 )		
	免 許	運転免許証を所持していますか <input type="checkbox"/> 所持しています <input type="checkbox"/> 所持していません 又は 返納しました		
条件	番号		公付日	

### 3. 確認事項

タクシー利用券の交付を受けた者が、これを利用することができなくなった場合には、速やかに残ったタクシー利用券を市役所に返却してください。また、タクシー利用券を不正に使用した場合は、タクシー券を返却していただきます。

問合せ▶ 困介護高齢課高齢者対策係(☎内線1181) 困住民福祉課健康介護係(☎内線2151)

困=本庁舎 困=松井田庁舎 困=谷津庁舎 困=碓氷川クリーンセンター 困=スポーツセンター

2019年1月1日号

12